

岸連合自治会・岸地区福祉協議会
〒258-0112 足柄上郡山北町岸2061

発行責任者 田淵 康男
編集責任者 岩原 富雄

八幡神社の「花車と神輿」



4月6日(日)の八幡神社の例大祭では、久し振りに花車の運行が行われました。少子化や指導者の高齢化、更にはコロナ禍における集団活動の自粛等の影響もあって、ここ数年はお囃子の練習や花車の運行ができない状況となっていました。

この現状に危機感を抱いた「川村岸囃子保存会」の役員が奔走し、小学生から高校生までの18名とOB・OGの協力を得て、祭り囃子の演奏と花車の運行が可能となったのです。

八幡神社の花車は江戸時代の末期に造られたと言われています。花車には龍や獅子の精巧な彫り物が施されていますが、これは神社本殿・拝殿の彫り物と同様、当時の宮大工の名人とされていた岸の尾崎音次郎と、その子どもの金左工門(日向の故・尾崎城平氏の先祖)の作ではないかと言われています。現在は1号車から3号車の3台が神社境内の花車小屋に保管されていますが、どれも民俗文化財として貴重な作品です。

花車と共に例大祭を盛り上げるもう一つの花形が神輿の渡御(とぎょ)です。今年は神輿保存会の若者の他に、新東名の工事に関わる清水建設と不動テトラの社員15名、直前に飛び入り参加を希望したカナダ人の女性1名を加え、約50名の担ぎ手により岸地区内での渡御が行われました。

昔から神様は穢(けが)れを忌(い)み嫌うと言われてきたため、神輿の担ぎ手は男性のみに限定されていましたが、ジェンダーフリーの時代に合わせて女性の参加が可能となっています。

この神輿がいつの時代に造られたのかは不明ですが、江戸時代の中頃に小田原の酒匂神社から譲られたと古くから言い伝えられています。そうだとすると既に300年以上が経過している貴重な神輿ということになります。

同じく年代物の花車と同様に、今後の修理を含めた維持・管理が地域を含めた氏子全体の大きな課題となりそうです。

《参考文献足柄乃文化第30号、33号他》

八幡神社例大祭が 開催されました

4月6日(日)八幡神社の例大祭が開催されました。

当日は少し雨が心配されましたが、時折小雨が降ることもありましたが暑すぎず・寒すぎず、時折日も差す天気となりました。神事後、お神輿の渡御が厳かに開始され、今年は続いて花車も賑やかに繰り出しました。

満開の桜の下、巡行する神輿や花車から担ぎ手の皆さんや花車を引くこども達の元気な掛け声が響きました。

最後はお神輿が、神社の急坂を一気に駆け上る勇壮な宮入となりました。



文命祭が開催されました

5月5日(月祭)文命祭が開催されました。永く伝えられ、洪水で苦労した当時を忘れないためにもこれからも伝承していかなければいけない神事だと思えます。

今の時期相応の気候の元、厳かに神事が執り行われました。今年は、コロナでしばらく実施出来なかった神事後の直会も実施が出来参加者の親睦が深められました。



自治会活動の紹介・湯坂自治会

湯坂自治会では、不法投棄という問題に頭を悩ませています。不法投棄は、美観を損なうだけではなく環境破壊にも繋がります。

不法投棄は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）”にて、ゴミを無暗に捨ててはならないと定められています。不法投棄を行った対象者には、5年以下の懲役もしくは、1000万円以下の罰金、または両方が科されます。このように厳しい罰則が設けられているにもかかわらず、繰り返し不法投棄が行われています。

場所は、湯坂から日向地区へ向かう道路下（どんぐり公園手前120mにある看板下）で、不法投棄が確認されたのは、一昨年あたりからでした。家財等の不法投棄があり、役場の環境課に連絡して回収を行って頂きました。しかし、昨年の5月末頃から家庭ゴミ等の不法投棄が出始め、7月中旬過ぎに大量の粗大ゴミが投棄されました。



湯坂自治会では、この不法投棄に対し、役場の環境課に証拠写真を添え、ゴミ処理の対応と防犯カメラの設置の検討をお願いしました。また、駐在所に現状報告と巡回の強化を要請しました。自治会員の皆様には、回覧にて現状報告・不法投棄をしている車のナンバー確認・情報の提供をお願いしました。

湯坂自治会では、早く犯人がつかまり、不法投棄がなくなるよう、取り組んでいます。



せぎさらい

4月13日の日曜日は越地・湯坂地区、20日は南原地区で川村用水のせぎさらいが行われました。

13日は生憎、雨が降る中での作業でしたが、皆が協力し合い和気あいあいとした雰囲気の中での作業が見受けられました。

川村用水は江戸時代の末期から岸地区の水利として活用されてきたもので、水路のゴミや植物等を除去する作業が行われました。



地域の身近な相談相手 <民生委員・児童委員>

民生委員・児童委員とは？

地域の皆さんが安心して暮らせるよう、生活上の困り事や心配事に関する相談に応じ、関係機関と協力しながら活動するボランティアです。

任期は3年で、厚生労働大臣より委嘱されます。民生委員には、守秘義務があります。

どのような活動をしていますか？

毎月定例会に出席し、情報共有を行います。研修会等も定期的にあり、必要に応じて参加し、民生委員としての力量を高めています。

個別支援には、訪問と電話があります。岸地区では75歳以上の一人暮らしの方を年3回、自治会長と訪問しています。最初に伺った時にお渡しした民生委員カードには、民生委員の連絡先を記載しています。そちらの連絡先に電話をして相談される方もいられます。どちらとも、相談内容によって、行政や各種支援サービス団体などに「つなぐ役」を担っています。

地域活動の一環として、川村小学校や岸幼稚園の環境整備にも参加しています。少子化の現在、地域の子どもたちがいる場所をより多くの人の手で整えることの大切さを感じています。

活動をされながら感じていることは？

山北町は、地域の方々がとても温かい土地柄です。とはいえ、少子高齢化が進み、独り住まいの方も増え、何気なく話をする機会が減りつつあります。私たち民生委員が活動するだけでなく、地域全体で孤立してしまいがちな方々を気にかけることが大切だと思います。もちろん、民生委員は誰もが安心して暮らせる地域をめざし、相談者に寄り添って活動したいと思います。

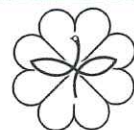
民生児童委員の皆さん

- ・小菅象一郎（宿）
- ・高橋 圭子（越地）
- ・深野 雅子（湯坂）
- ・秦野 俊生（斑目）
- ・杉本あつ子（南原）
- ・石田 常子（原耕地）

コラム

民生委員・児童委員のマーク

幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに民生委員の「み」の文字と、児童を表す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表します。



カメラ散策

湯坂を散歩していると、バラがきれいで庭をととても丁寧に造園している光景が目にとまりました。先日、お話をお聞きした武井主税（ちから）様は4年くらい前からツルバラを育てているそうです。

今後の行事予定

7月12日	ぐみの木公園除草作業
8月2日	納涼花火大会
9月7日	防災訓練（各自治会毎）

第177号（4/15発行）で小田様（ご逝去お知らせ）のお名前が間違っておりました。

訂正してお詫びいたします。

小田勝巳→小田勝美

編集後記：この号から令和七年度の新チームで広報をお届けします。楽しく読める紙面を心がけてまいりますので、一年間宜しくお願いいたします。